

## 伊賀市消防本部梯子付消防自動車の購入に関するプロポーザル実施要領

### 1 目的

管内で発生する災害の特性を踏まえ、消防隊が迅速かつ効果的な活動が行えることを目的に、機能性・操作性等に優れた梯子付消防自動車の購入に関する企画提案を募集する。なお、車両の規格・機能等は、伊賀市・名張市消防連携・協力に基づき、両市が機能分担を図るコンセプトとする。

### 2 概要

- (1) 物件名 伊賀市消防本部梯子付消防自動車の購入
- (2) 内 容 別紙「令和4年度伊賀市消防本部梯子付消防自動車購入仕様書」のとおりとする。
- (3) 納入期限 令和5年3月24日
- (4) 事業費 151,900,000円以内（消費税・地方消費税相当分を含む）
- (5) 担当課 伊賀市消防本部消防総務課  
〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町920番地  
電話：0595-24-9100  
FAX：0595-24-9111

### 3 参加募集

伊賀市ホームページ (<http://www.city.iga.lg.jp>)

### 4 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 5 参加資格及び参加条件

#### (1) 参加資格

公告日現在、伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿の「車両・船舶—特殊車両（消防車）」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者

エ 公告から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）

オ 法令、規則等に違反していない者

(2) 参加条件

過去5か年度以内に、地方自治体への梯子付消防自動車の納入実績を有すること。

6 参加資格確認申請書等

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号） 1部

イ 履行実績書（様式第3号） 1部

※ 業務内容確認のため、業務内容等が記載されている仕様書等の一部（写）及び納税証明書（未納税額がない証明書）を証する書類（写）を添付すること。

(2) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和4年1月26日（水）から令和4年2月2日（水）まで  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町920番地  
伊賀市消防本部 消防総務課

ウ 提出方法 書面により持参する。

(3) 仕様書等の閲覧

閲覧期間 令和4年1月26日（水）から令和4年2月2日（水）まで  
伊賀市ホームページに掲載する。

(4) 仕様書等に対する質問書の受付

ア 提出期間 令和4年1月26日（水）から令和4年2月2日（水）まで  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町920番地  
伊賀市消防本部 消防総務課（shoubou-soumu@city.iga.lg.jp）

ウ 提出方法 任意様式にて上記の電子メールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡することとする。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(5) 質問等に対する回答

ア 供覧期間 令和4年2月8日（火）から令和4年2月22日（火）まで

イ 供覧場所 伊賀市ホームページに掲載 ※個別回答は行わない。

## 7 プロポーザル参加資格の確認

### (1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

### (2) 参加資格の有無の通知

令和4年2月7日（月）

### (3) 参加資格の有無について

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）により郵送で通知する。

### (4) 資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により否認理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町920番地  
伊賀市消防本部 消防総務課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

### (5) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

## 8 企画提案書の提出

(1) 提出期間 令和4年2月28日（月）から令和4年3月11日（金）まで  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所 〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町920番地  
伊賀市消防本部 消防総務課

(3) 提出方法 書面により持参とし、郵送、メール、FAX送信による提出は認めない。

(4) 提出部数及び作成要領 別紙2「企画提案書等作成要領」参照

## 9 評価方法及び評価基準

企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市消防本部梯子付消防自動車の購入に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

評価方法及び評価基準は、別紙1「伊賀市消防本部梯子付消防自動車の購入に関するプロポ

ーザル選定基準」のとおりとする。

## 10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 開催日 令和4年3月18日(金)午後(予定)
- (2) 会場 伊賀市消防本部3階研修室
- (3) 方法 プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、別紙1「伊賀市消防本部梯子付消防自動車の購入に関するプロポーザル選定基準」のとおり審査を実施する。
- (4) 提案者 プレゼンテーション会場への入室者は5名以内とする。なお、企画提案に関する質疑に回答できるよう、導入の際に本物件を担当する予定の者を最低1名参加させること。
- (5) 提案順 プレゼンテーション等の順番は、企画提案書の受付順とし、プレゼンテーション等の時間は1提案者あたり55分以内(プレゼンテーション30分以内、質疑応答25分以内)とする。
- (6) 機材 プロジェクター及びスクリーンは備付けのものを使用する。出入力は、HDMI端子を使用する。パソコンその他のものは、必要に応じて提案者で用意すること。
- (7) 欠席 欠席した場合は失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむ得ない理由が生じた場合は、速やかに伊賀市消防本部へ電話連絡し、その指示に従うこと。

## 11 提案書の特定

- (1) 企画提案書の特定・非特定はプロポーザル提案書評価結果通知書(様式第7号)により、書面で通知する。

令和4年3月23日(水)(予定)

- (2) 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領(平成19年伊賀市告示第256号)第4条に規定する苦情申立書(様式第1号)により非特定理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町920番地  
伊賀市消防本部 消防総務課

ウ 提出方法 持参とし、郵送、電子メール、FAX送信による提出は認めない。

## 12 契約相手方の決定

(1) 仕様書の作成

提案書特定の通知を受けた者は、速やかに仕様について発注者とその内容を協議し、仕様書を作成する。

(2) 審査結果の発表

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第16条の規定により公表する。

(3) 契約の方法

仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による仮契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。なお、本契約は令和4年6月議会での議決後とする。

(4) 契約保証金の納付

伊賀市会計規則第99条の規定による。

13 その他

(1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。

(2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。

(3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

(4) 企画提案書等の提出者は、本物件に関して専門分野についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。

(5) 企画提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。

(6) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 企画提案書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同ーあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

(7) 次の納税証明書等（プレゼンテーション実施日から起算して6か月以内のものに限る。）の提示がないと、本プロポーザルには参加できない。

ア 伊賀市内に本店を有する事業者

（ア）すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

イ 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者

(ア) すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

(イ) 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行  
ウ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者

(ア) すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕＝所管県税事務所発行

(イ) 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行  
エ その他の事業者

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3の3〕＝所管税務署発行

(8) 本プロポーザルに参加する業者が1者であっても、選考審査は行うものとする。ただし、基準点が過半数を下回った場合は特定しないこととする。

(9) 本要領に関する問い合わせ先

伊賀市消防本部消防総務課

〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地

電話：0595-24-9100 FAX：0595-24-9111

メールアドレス：shoubou-soumu@city.iga.lg.jp